



## 活用業務届出書

東経企営第13-0064号  
平成25年7月23日

総務大臣

新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号

(ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長

山村 雅之

日本電信電話株式会社等に関する法律第二条第五項及び日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則第二条の二の規定に基づき、別紙の業務について届出します。

(別紙)

## 1. 業務の内容

### (1) 概要

- ① 東日本電信電話株式会社（以下「当社」という。）が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用し、IP通信網サービス契約者等に対して、既存の当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワーク※1を含む。以下同じ。）とは別個に構築若しくは調達するサーバ設備及び当社が各県に設置するゲートウェイ設備（以下「当社ゲートウェイ設備」という。）並びに各々の設備の間の県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、校務をはじめとした当社サーバ設備によるアプリケーションサービスの役務提供を行うものである。

※1 総基事第14号（平成15年2月19日）及び総基事第39号（平成20年2月25日）で認可された申請において規定する「地域IP網」及び「次世代ネットワーク」とする。

- ② 当社が、地域電気通信業務等を営むために保有する設備、技術及びその職員を活用して、当社サーバ設備単独で、校務をはじめとしたアプリケーションサービスの役務提供を行うものである。

当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独によるアプリケーションサービスの設備概要は、添付資料1のとおりである。

なお、本アプリケーションサービスは、グループウェア（電子掲示板・スケジュール管理・ファイル共有等）やウィルス検索・除去、営業・顧客管理、文書管理、財務会計、医療・教育システム（記録・保管等）、災害時の安否システム、画像加工等のASP（総務省告示第175号（平成21年3月23日）に定める「日本標準産業分類」の説明及び内容例示において例示されているASP。以下同じ。）が提供するアプリケーシ

ヨンサービスと同種のものであり、当社のIP通信網固有の機能と一緒に提供するものではない。

## (2) 主な業務の実施方法

- ① 当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、アプリケーションサービスの役務提供を行う。

また、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備は、当社のIP通信網（地域IP網及び次世代ネットワークをいう。以下同じ。）、LAN型通信網及び専用回線等とは別個の設備であるとともに、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等の固有の機能の利用は必須としない。

- ② 当社サーバ設備単独で、アプリケーションサービスの役務提供を行う。

また、当社サーバ設備は、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個の設備であるとともに、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等の固有の機能の利用は必須としない。

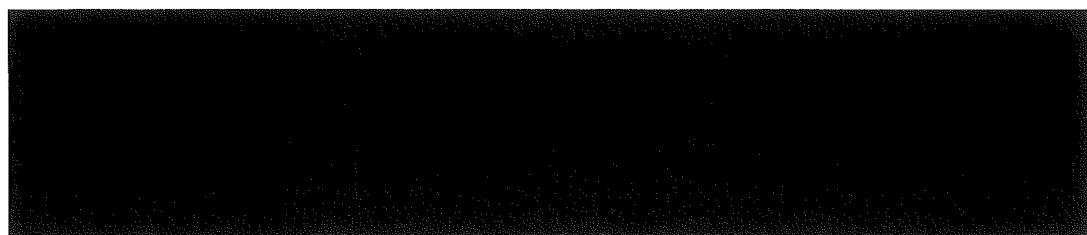
なお、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独におけるアプリケーションサービスの提供にあたっては、必要に応じて、当社が当該アプリケーションサービスを提供する上で不可欠となる教育機関、企業等の情報で、他社の入手可能な情報について、当該企業等からその情報を入手し、当該サーバ設備内に蓄積の上で、IP通信網サービス契約者等に対して提供する。

加えて、本サービスの利用にあたっては、お客様が用意した当社のIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の通信回線を接続して利用することを可能とする。

## 2. 業務の開始の日

平成25年8月23日（予定）

### 3. 業務の収支の見込み



なお、収支の前提となるサービスの収入算定・費用算定の考え方は添付資料2のとおり。

### 4. 所要資金の額及びその調達方法

#### (1) 所要資金

(当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路等を組み合わせて役務提供を行うものと当社サーバ設備単独で役務提供を行うものはサーバ設備を共用している。)

#### (2) 調達方法

内部資金による。

### 5. 業務を営む理由

I P化・ブロードバンド化の進展に伴い、様々な市場・サービスの融合やA S P等のインターネットを活用した新たなサービスの拡大、無線端末・タブレット型端末の普及等により、ブロードバンド・ユビキタスサービスへのニーズの高度化・多様化が進んでいる。

特にSaaS、クラウドコンピューティング等のアプリケーションサービスについては、グループウェア（電子掲示板・スケジュール管理・ファイル共有等）やウィルス検索・除去、営業・顧客管理、文書管理、財務会計、医療・教育システム（記録・保管等）、災害時の安否システム等の幅広い分野において、既存のA S Pがサーバ設備を介して様々なサービスを既に提供しており、法人に限らず、個人の利用者まで広く普及している。

そのような中、教育機関において、スケジュール、文書等の学校間・教職員間の共有や学籍、成績等のセキュリティ確保といった校務のI T化に対するニーズ・必要性が顕在化している。

このような市場環境において、当社に対してもこれらのアプリケーション

サービスの提供ニーズが高まっており、“より高速で快適”、“安心・安全”、“簡単・便利”、“いつでもどこでも何でもつながる” ブロードバンド・ユビキタス環境の充実に向けて、校務クラウドサービス（仮称）の提供をはじめとして、上記のアプリケーションサービスと同種のサービスを当社が I P 通信網サービス契約者等に対して提供し、I C T 利活用の促進や教育の I T 化による教育機関の教育の質の向上等に寄与するものである。

## 6. 活用しようとする設備、技術及び職員の概要

### (1) 設備

現在、I P 通信網サービス、L A N 型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を営むために保有する中継系伝送路設備、中継系交換設備（ルータ）、各種サーバ設備

本業務を実施することにより、トラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることとし、地域電気通信業務等に影響がないように対処する考えである。

なお、本サービスの設備概要は、添付資料 1 のとおりである。

### (2) 技術

現在、I P 通信網サービス、L A N 型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を営むために保有する技術。

### (3) 職員

現在、I P 通信網サービス、L A N 型通信網サービス及び専用サービス等の提供業務を行う組織に所属する社員。

## 7. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずる具体的な措置

本業務を営むにあたって、他事業者が当社と同様の業務を実施する上で重要な要素について、以下のとおり、両者間の同等性を確保するために必要な措置を講ずることとする。

### (1) ネットワークのオープン化

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者

も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

これらに加え、必要に応じて、県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等と同様の回線を組み合わせることで、他の電気通信事業者も同様に提供可能なものである。

また、本サービスを提供する当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備は、当社のIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等とは別個に構築若しくは調達するものである。

なお、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備または当社ゲートウェイ設備との接続は、当社が提供するIP通信網サービス、LAN型通信網サービス及び専用サービス等のほか、必要に応じて他の電気通信事業者が提供する同様の回線を利用することを可能としており、接続に必要なインターフェース条件については既に開示している。

さらに、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

県間伝送路を調達する場合には、事業者の選定にあたり、透明性・公平性を確保する観点から、公募により調達を実施することとしており、また、県間伝送路を自ら構築する場合においても、他事業者からの具体的な接続要望が明らかになった場合等には、当該事業者との協議を行い、合意に基づき、提供条件を明確にして提供することにより、これまで同様オープン化を推進することとし、接続等の迅速性、公平性を確保する考えである。なお、IP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、既に接続約款において、接続料を設定し、接続に必要なインターフェース条件を開示する等、十分なオープン化措置を講じていることに加え、他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用い当社と同様のネットワークを構築しようとする際に必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化措置によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

## (2) ネットワーク情報の開示

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者

も同様に調達・開発が可能なものを用いており、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応するものであり、お客様が任意に用意する通信回線と当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備との接続条件については、インターフェース条件を既に開示している。

また、本業務に用いるIP通信網、LAN型通信網及び専用回線等については、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

なお、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他の電気通信事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めないものを含む。）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

### （3）必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであるとともに、アプリケーションについては、既に市場で普及しているアプリケーションのほか、他事業者も同様に調達・開発が可能なものを用いており、既に他の企業等が提供しているサービスと同様のものである。

また、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応するものであり、他の電気通信事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他の電気通信事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他の電気通信事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

### （4）営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり

所要の措置を講じており、本業務の実施にあたっても公正な競争が阻害されることのないよう配意することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

① 本社や支店において、設備部門と設備部門以外の組織は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

また、電気通信事業法の改正（平成23年11月30日施行）を踏まえ、禁止行為規定遵守措置等報告書（平成25年6月28日）に記載のとおり、顧客情報管理システムへの適正なアクセス権限の設定、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、監査・監督体制の強化等を通じ、情報セキュリティ及び法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、公正競争の確保及び顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会等により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客情報管理システムの操作が可能な社員を限定すること。

等

なお、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

本業務の営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとする。

#### （5）不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、他の電気通信役務に関する会計と分計する考え方である。

また、コスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考え方である。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可

能な場合においても、商品別の稼働時間、取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、設備コスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

#### (6) 関連事業者の公平な取扱い

本業務に用いる設備は、市販で調達可能なサーバやゲートウェイ等の通信機器を用いて構築できるものであることから、当社が本業務で用いる設備についての不可欠性はないと考える。

また、本業務の実施にあたっては、当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路（当社が自ら敷設・所有する県間伝送路、公募により他の電気通信事業者から調達する県間伝送路または活用業務の認可（平成15年2月19日及び平成20年2月25日）等に係る県間伝送路をいう。）等を組み合わせ、または当社サーバ設備単独で対応することで、オープンな接続性の確保に努めることにより、関連事業者の公平な取扱いを確保する考えである。

なお、本業務を営む上で、「NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン」に規定されている他の市場支配的な電気通信事業者との接続は当面予定しておらず、今後、当該電気通信事業者の提供する通信回線をお客様が用意して接続する場合であっても、それ以外の電気通信事業者の提供する通信回線を接続する場合と同じ条件で利用可能とする考えである。

#### (7) 実施状況等の報告

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、報告資料のうち、費用（収益）項目一覧、社内文書・規程類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・ 費用（収益）項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため
- ・ 県間伝送路調達の募集案内：公表することにより、通信設備の位置等が公となり、不正侵入の目標にされる可能性が高まることでサービスの安全が脅かされる恐れがあること、また、サービスの技術仕様、運営体制等が明らかになることで不正侵入への脆弱性を高めるおそれがあること等、通信の安全が脅かされるおそれがあるため。

なお、公募調達時においても他事業者に対して利用目的を限定した  
守秘契約を結んだ上で、個別に開示している。

- ・社内文書・規程類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上  
でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の  
第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見  
を困難にするおそれがあるため。

以上の措置を講ずることにより、当社は、電気通信事業の公正な競争の確  
保に支障のない範囲内で本業務を営む考えである。

## 添付資料

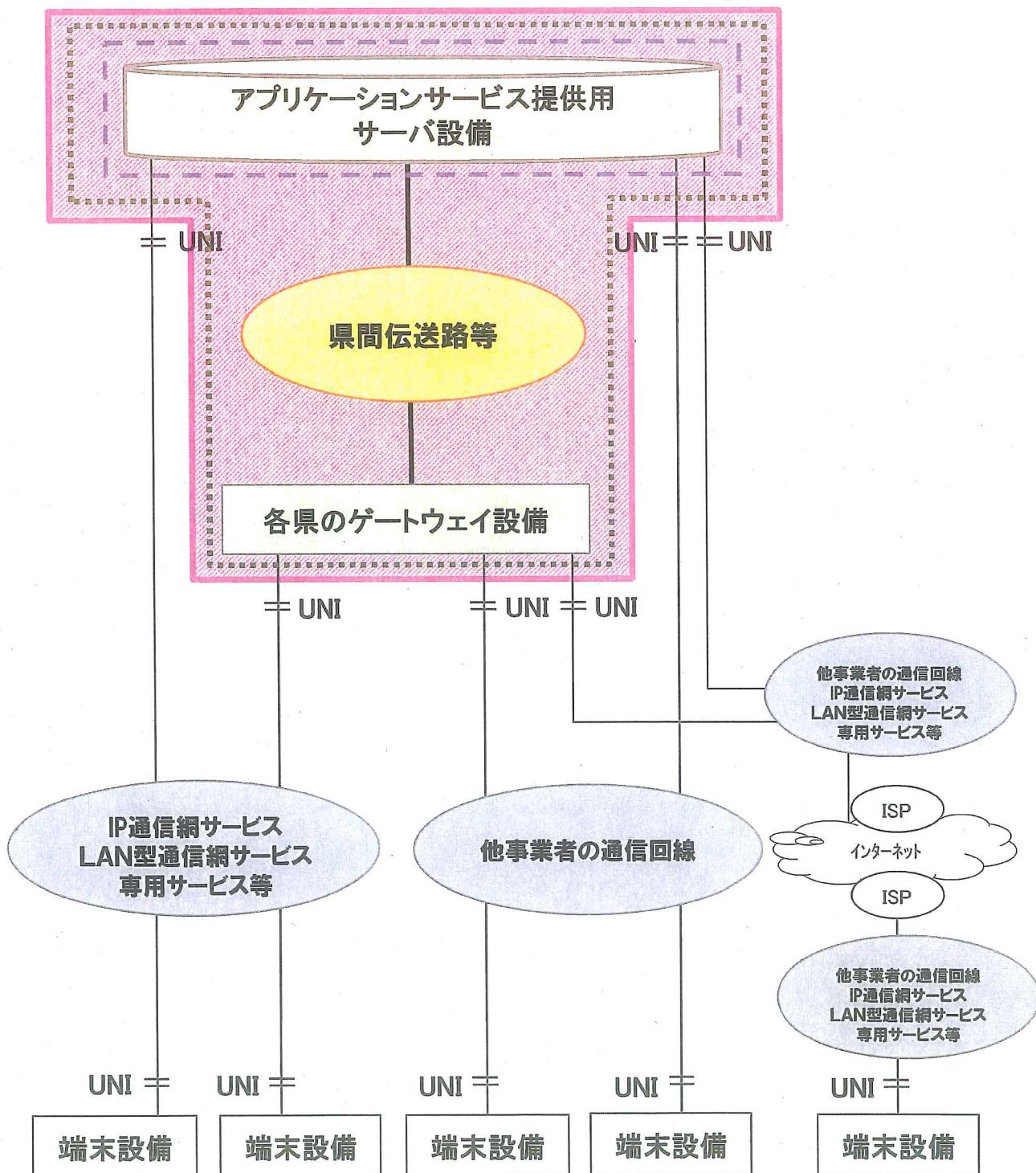
1. 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービスの設備概要
2. 収支算定・費用算定の考え方

## 1. 当社サーバ設備を利用したアプリケーションサービスの設備概要

#### ：本活用業務の対象範囲

：当社サーバ設備単独で提供するアプリケーションサービス

：当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路等を組み合わせて提供するアプリケーションサービス



※UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。

## 2. 収支算定・費用算定の考え方

### 【収入】

算定方法	
アプリケーションサービスの料金額相当に需要数を乗じて算定	

### 【費用】

算定方法	
・アプリケーションサービス提供用サーバ設備 ・各県に設置するゲートウェイ設備	必要となる装置のコストを計上
県間伝送路	必要となる伝送路コストを計上
営業費	対象サービスの提供に必要となる営業費

### 【収支対象範囲】



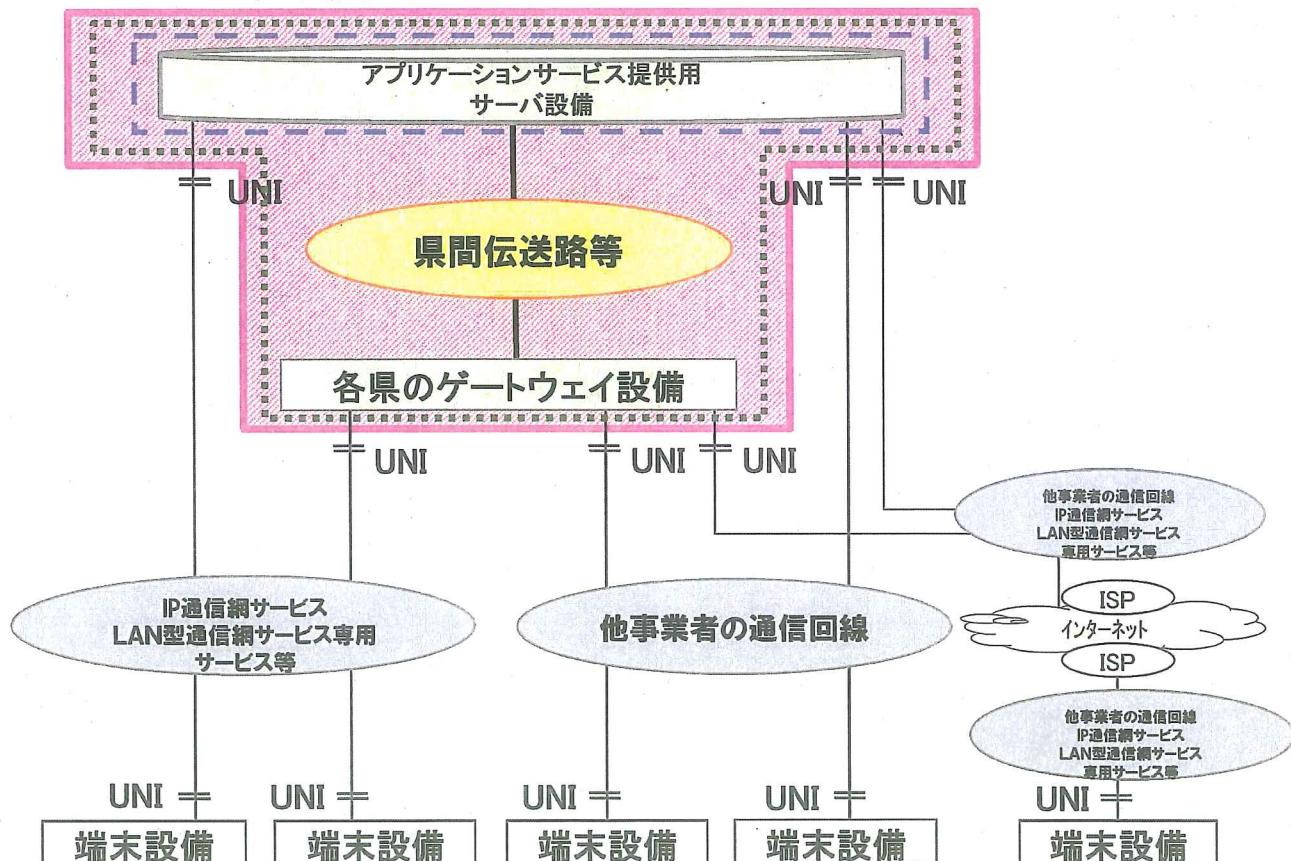
：本活用業務の対象範囲



：当社サーバ設備単独で提供するアプリケーションサービス



：当社サーバ設備及び当社ゲートウェイ設備並びに県間伝送路等を組み合わせて提供するアプリケーションサービス



※UNI(User-Network Interface)…ユーザ(端末機器)とネットワークを接続するためのインターフェース。